

2012年 8月 7日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2012年 7月

Contents

税務法規

1. 交通運輸サービスと一定の先進型サービスにおける営業税から増値税への変更の試行に係る若干の取扱に関する補充通達
2. 専用発票の虚偽発行に係る増値税徴収に関する公告
3. その他の通達

商務法規

1. 深圳前海深港現代サービス業合作区の育成・開放政策に関する回答
2. その他の通達

税関法規

外貨法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2012年7月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 7月 6日 第2012022号
- ▶ 2012年 7月 13日 第2012023号
- ▶ 2012年 7月 24日 第2012024号
- ▶ 2012年 7月 27日 第2012025号

Japan Business Servicesグループで、2012年7月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 交通運輸サービスと一定の先進型サービスにおける営業税から増値税への変更の試行に係る若干の取扱いに関する補充通達(財税[2012]53号)

概要

増値税改革における国際運輸、アニメーション制作、船舶代理、オペレーティングリースの取扱いについて規定する。

▶ 国際運輸

2011年1月1日より、中国と運輸所得に対する課税の相互免除協定を締結していない国家・地域の企業・個人が、中国国内の企業・個人に国際運輸役務を提供し、財税[2011]111号第6条*に該当する場合、源泉徴収義務者は3%の徴収率で増値税の源泉徴収を行う。具体的には以下の算式を適用する。

$$\text{源泉徴収額} = \text{サービス費用} \div (1+3\%) \times 3\%$$

* 財税[2011]111号第6条は、国内に経営機構を持たない国外の企業・個人が国内において課税役務を提供する場合、その代理人(代理人がない場合は役務受領者)を源泉徴収義務者に指定している。

▶ アニメーション制作

2012年1月1日～2012年12月31日の間、『アニメーション制作企業認定管理弁法(試行)』に基づいてアニメーション制作企業に認定された一般納税者は、脚本の執筆、キャラクター・背景・動画のデザイン、絵コンテ・動画の制作等のアニメーション制作関連サービスの提供、国内でのアニメーションの著作権の譲渡について、簡便法による増値税の納税を選択することができる。計算方法はいったん選択すると、同期間中は変更できない。

▶ 船舶代理

船舶代理役務には、企業・個人が船舶の所有者、運営者または賃借者の委託を受けて、運輸役務の受領者またはその代理人から運送費用を受領する行為も含まれ、同行為には港湾役務として増値税を課税する。財税[2011]133号第4条の「同行為には水上運輸役務として増値税を課税する」旨の規定は廃止。

▶ オペレーティングリース

2012年7月1日より、一般納税者は、増値税改革試行前に購入・製造した有形動産を目的物としたオペレーティングリースについては、簡便法による増値税の納税を選択することができる。

所見

国際運輸については、財税[2011]131号が試行地区内の企業・個人による国際運輸サービス(国内から国外への旅客・貨物の運送、国外から国内への旅客・貨物の運送、国外における旅客・貨物の運送)の提供については、要件を満たしていればゼロ税率を適用し、要件を満たしていなければ免税扱いとする旨を規定していた。試行地区内の企業・個人に対する国際運輸役務の提供については規定がなかったが、当通達により、源泉徴収義務者が3%の徴収率で源泉徴収を行う旨が規定された。

アニメーション制作については、財税[2011]119号が2012年12月31日までの間、アニメーション制作関連サービス収入には3%の軽減税率で営業税を課税する旨を規定していた。一方で財税[2011]111号は、アニメーション制作を文化・創造役務に分類し、6%の増値税税率を適用していたが、新たに簡便法の適用という選択肢が加えられた。簡便法の徴収率は営業税税率と同じ3%であり、仕入税額が十分でない場合には簡便法を選択することで税負担の軽減を図ることができる。

船舶代理については、財税[2011]111号は船舶代理役務を物流補助役務に分類し、基本的には6%の増値税税率を適用していた。しかし実務上、船舶代理業者は船舶の所有者、運営者または貸借者の委託を受けて運送費用を受領することがあり、当該部分に対しては水上運輸役務として11%の増値税税率を適用していた。当通達によりこのような取扱が廃止され、船舶代理役務には一様に6%の税率が適用されることになった。

オペレーティングリースについては、財税[2011]111号が有形動産のオペレーティングリースには17%の増値税税率を適用していたが、増値税改革試行前に購入・製造した有形動産を目的物とする場合には簡便法という選択肢が加えられた。アニメーション制作同様、仕入税額が十分でない場合には簡便法を選択することで税負担の軽減を図ることができる。

関連法規

- ▶ 『アニメーション制作企業認定管理弁法(試行)』の公布に関する通達(文市発[2008]51号)
- ▶ 『営業税から増値税への変更の試行方案』の公布に関する通達(財税[2011]110号)
- ▶ 上海市における交通運輸サービス及び一定の先進型サービスに対する課税税目の営業税から増値税への変更の試行に関する通達(財税[2011]111号)
- ▶ 課税役務に対するゼロ税率及び免税措置の適用に関する通達(財税[2011]131号)
- ▶ 交通運輸サービス及び一定の先進型サービスにおける営業税から増値税への変更の試行に係る若干の取扱に関する通達(財税[2011]133号)
- ▶ アニメーション産業の発展を企図した増値税及び営業税政策に関する通達(財税[2011]119号)

2. 専用発票の虚偽発行に係る増値税徴収に関する公告(国家稅務總局公告[2012]33号)

概要

専用発票の虚偽発行について以下を規定する。施行日は2012年8月1日。過去の未処理事項にも適用する。国税発[1995]192号第2条、国税函発[1995]415号は廃止。

- ▶ 虚偽発行した専用発票について増値税を納付していない場合、当該発票金額に基づいて納税を行う。
- ▶ 虚偽発行した専用発票について増値税を納付している場合、再度の納付は不要。
- ▶ 発票の虚偽発行は、徴収管理法及び発票管理弁法に従って処罰する。
- ▶ 虚偽発行した専用発票による仕入税額控除は認めない。

所見

専用発票の虚偽・代理発行に対して、従来は当該発票に記載された貨物の適用税率により増値税を全額徴収する旨が規定されていた。しかしここでは増値税の未納や仕入税額の過大控除が発生している状況のみが想定されており、虚偽発行した発票に従って増値税を納付していた場合にも、従来の規定に文字通り従えばもう一度納税する必要があった。この点について、すでに納税済みの場合には再度の納税が不要であることが明文化された。

関連法規

- ▶ 発票管理弁法
- ▶ 増値税の徴収管理の強化に係る若干の問題に関する通達(国税発[1995]192号)
- ▶ 専用発票の虚偽・代理発行に係る増値税徴収問題に対する回答(国税函[1995]415号)

3. その他の通達

- ▶ 貨物・役務の輸出に係る増値税及び消費税の取扱に関する通達(財税[2012]39号)
- ▶ 『貨物・役務の輸出に係る増値税及び消費税管理弁法』の公布に関する公告(国家税務総局公告[2012]24号)
- ▶ 国家税務総局指定連絡企業の税法遵守状況の年度報告に関する通達(国税弁発[2012]23号)
- ▶ 国家認定企業技術センター及び国家中小企業公共技術サービス模範プラットフォームの納税状況調査の関連問題に関する公告(国家税務総局公告[2012]26号)
- ▶ 福建省平潭総合実験区における営業税の取扱に関する通達(財税[2012]60号)
- ▶ 船員の派遣等の役務に対する営業税の免除に関する通達(財税[2012]54号)
- ▶ 企業所得税の推定課税の関連問題に関する公告(国家税務総局公告[2012]27号)
- ▶ 租税条約における受益者の判定に関する公告(国家税務総局公告[2012]30号)
- ▶ 増値税納税申告表の調整に関する公告(国家税務総局公告[2012]31号)

商務法規

1. 深圳前海深港現代サービス業合作区の育成・開放政策に関する回答(国函[2012]58号)

概要

「深圳前海深港現代サービス業合作区」(以下「前海地区」と略称)について、以下の政策を定める。

- ▶ 金融業
 - ▶ オフショア人民元資金の還流ルートの開拓を認める。
 - ▶ 前海地区内の銀行による国外プロジェクトへの人民元融資を推奨し、香港の銀行による前海地区内の企業・プロジェクトへの人民元融資の可能性についても検討する。
 - ▶ 条件を満たす前海地区内の企業・金融機関による香港での人民元建て債券の発行、及び調達資金の前海地区の発展への活用を推奨する。
 - ▶ 株式投資マザーファンドの設立を推奨する。
 - ▶ 香港その他の国外の株式投資ファンドの前海地区への進出を推奨し、国外投資者による資本金払込・投資・ファンド管理等の新模式についても検討する。
 - ▶ 香港の金融機関の前海地区における拠点開設及び業務展開のための要件を軽減し、金融市場の香港への開放を促進する。
 - ▶ 新たなタイプの金融機関の設立、新たな取引プラットフォームの構築を促進し、金融システム及び業務モデルの革新を図る。
 - ▶ 香港その他の国外金融機関の前海での本部設置を推奨する。

以上の政策に係る具体的な措置は、発展改革委員会、人民銀行、銀監会、証監会、保監会等の関連部門・組織が定める。

▶ 税務政策

- ▶ 発展改革委員会、財政部その他の関連部門が産業目録、優遇措置目録を作成し、条件を満たす前海地区内の企業に対しては企業所得税率を15%に軽減する。
- ▶ 前海地区に勤務する一定の外国籍の人員には、深圳市政府が国内外の個人所得税負担の差額を支給する。当該支給額は非課税とする。
- ▶ 条件を満たす前海地区内の物流企業に対して営業税の差額納税を認める。

▶ 法律業務

- ▶ 香港の仲裁機構の前海地区内における支店設立について検討する。
- ▶ 中国・香港の法律事務所の共同経営方式について検討する。

▶ 教育・医療

- ▶ 香港の業者による前海地区における独資インターナショナル・スクールの設立、学生募集の範囲の拡大を認める。
- ▶ 香港の業者による前海地区における独資病院の設立を認める。

▶ 電気通信業

- ▶ 香港・マカオの電気通信事業者と中国の電気通信事業者による前海における合資企業の設立を推奨する。
- ▶ 電気通信事業の経営方式の革新を推奨する。
- ▶ 前海地区における国際通信専用ラインの設置を推奨する。

その他、「深圳・香港人材特区」の設置についても言及している。出入国手続の簡素化、香港の関連資格を有する専門家の前海地区内における業務活動、中国公認会計士資格を有する香港人専門家の前海地区内における会計事務所の経営等について規定されると予想される。

2. その他の通達

- ▶ 『産業移転指導目録(2012年版)』(意見募集稿)
- ▶ 工商局におけるオンライン登記の開始に関する公告
- ▶ 『中国・香港経済貿易緊密化協定』第9補充協議書
- ▶ 『中国・マカオ経済貿易緊密化協定』第9補充協議書

税関法規

- ▶ 北京税関による輸入貨物の事前価格評価に関する公告(北京税関公告[2010]10号)
- ▶ 商品分類の失効に関する決定(税関総署[2012]30号)
- ▶ 商品分類の廃止に関する決定(税関総署[2012]31号)
- ▶ 商品分類の変更に関する決定(税関総署[2012]32号)

外貨法規

- ▶ 貨物貿易外貨管理制度改革に関する公告(国家外貨管理局公告[2012]1号)
- ▶ 貨物貿易外貨管理規定の関連問題の発表に関する通達(匯発[2012]38号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

天津

町田 太郎 税務・移転価格
taro.machida@cn.ey.com +86-22-5819-3583

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

岡本 卓也 監査
takuya.okamoto@cn.ey.com +86-21-2228-6466

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunagahk.ey.com		+852-2849-9395

東京

新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002111

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china